

緊急通報システム利用誓約書

豊中市長 あて

利用者 住 所 豊中市

氏 名

代筆者氏名

※世帯で申込の場合は連名で記名してください。

※本人が自署しない場合は、代筆者氏名を記入してください。

私は、緊急通報システムの利用を申込するにあたり、次の事項を承諾し固く守ることを誓約します。

(個人情報の提供)

1. 申込書に記載の情報については、委託業者および消防局に提供するとともに、必要に応じて警察からの問い合わせや安否確認に利用することに同意します。

(利用者の義務)

2. 設置を受けた緊急通報装置は壊さないように丁寧に取り扱い、これを他人に譲る、売る、貸すなど、他の目的には使用しません。
3. 緊急通報装置は緊急に援助を要するときに使用し、それ以外の目的でみだりに使用しません。
4. 私の不注意により、設置している緊急通報装置の一部若しくは全部を破損又は紛失したときは、直ちに市に申し出たうえ、責任を持って復元します。
5. 緊急通報装置の設置、システム利用及び廃止により発生した通話料等の費用は責任をもって負担します。また、設置・廃止に伴い、修復費用が発生したときは、責任をもって負担します。このほか、市が負担する以外の費用は責任をもって復元します。
6. 私からの緊急通報により、救助活動を行う際は、関係者の住宅への立ち入りを認めます。また、救助活動により、住居等の一部に破損を生じた場合は、その復元に要する費用は私が全額負担し、市には責任は問いません。

(協力員)

7. 緊急通報装置の設置を受けている間は、私の近隣において緊急時に対応できる『協力員』を確保し、『協力員』には、緊急時に速やかに私の自宅に出向き、対応をすることの承諾を得、そのために自宅の合鍵を『協力員』に預けます。

(合鍵預託)

8. 鍵を預かる『協力員』が見つからず、委託業者に合鍵を預ける場合、以下のことに同意します。
 - (1) 利用者は、合鍵と引き換えに委託業者が指定する鍵受領確認書を委託業者へ提出すること。
 - (2) 預けた鍵は、消防局からの要請にのみ使用し、たとえ利用者本人・家族の依頼であっても、鍵を持ち出すことができないこと。
 - (3) 緊急通報システムの利用を取消した場合は、鍵の返却に応じること。利用者本人が返却に応じることができない場合は、親族が鍵の返却に応じること。また、親族がいない場合等返却が困難な場合は、委託業者が合鍵を焼却することに同意すること。

(キーボックス)

9. 鍵を預かる『協力員』が見つからず、キーボックスを利用する場合、以下のことに同意します。
- (1) キーボックスに関する情報は緊急時に消防局に伝えます。
 - (2) 申込書記載のキーボックスに関する情報が誤っている等でキーボックスから合鍵を取り出すことができない場合に消防局が鍵を破壊することになったとしても、市に責任は問いません。

(届出)

10. 次のいずれかに該当するときは、速やかに市へ届け出します。
- (1) 氏名・住所・電話番号の変更があったとき。
 - (2) かかりつけの医療機関等の変更や身体状況に大きな変化があったとき。
 - (3) 届け出ている協力員の変更や登録している協力員の住所・電話番号等に変更があったとき。
 - (4) 緊急通報装置に接続する電話回線の種別に変更があったとき。
 - (5) 施設（老人ホーム）等に入所又は病院に長期入院したとき。
 - (6) 家族と同居、市外転出など緊急通報装置を必要としなくなったとき。

(機器の返還)

11. 前項（5）または（6）などにより緊急通報装置を必要としなくなったときは、貸与を受けた緊急通報装置をすみやかに市または委託業者へ返還します。機器を紛失し、損害賠償を求められた場合は、利用者または代理者がこれに応じます。

(他回線利用承諾)

12. 緊急通報と接続する電話回線は、NTTの一般加入電話回線（アナログ回線）以外を使用するときは、停電時などにおいて不通となる場合があることを理解納得の上で申し込みます。NTTアナログ回線以外の電話回線を利用していることにより発生した不具合に起因するいかなる苦情または損害賠償について、豊中市ならびに委託業者に対して申立てません。また、これにより起因するいかなる苦情や損害賠償責任も一切問いません。

【緊急通報システムのご利用に関する注意事項】

緊急通報システムについて、NTTアナログ回線での利用が前提となっており、それ以外の回線を利用した場合

- ・ 緊急ボタンや相談ボタンが起動しない。
- ・ 定時通報が正常にされない。
- ・ インターネットの接続スピードが落ちる。
- ・ 電話の音声に雑が入る

等の障害により、通常のサービスを提供できない場合があります。